

「飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について」 の訂正について

1月25日に開催した、第61回島根県対策本部会議の「資料2」について、下記のとおり訂正します。

(訂正前)

3. 支給要件

- (1) 通常の営業時間が午後8時を越えていること

(訂正後)

3. 支給要件

- (1) 通常の営業時間が午後8時を越えていること

ただし、認証店で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を越えていること

飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給について

令和 4 年 1 月 2 5 日
商工労働部商工政策課

1. 概要

営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に対して協力金を支給

2. 対象

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店等

【対象外店舗】 客室、客席、飲食する場所を設けていない店舗など

(店舗例) 宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、
飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設等

3. 支給要件

(1) 通常の営業時間が午後 8 時を超えていること

ただし、認証店で午後 9 時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後 9 時を超えていること

(2) 島根県の要請に協力すること

(要請内容)

- (1) 島根県新型コロナ対策認証店 (以下、「認証店」という) 以外の飲食店等については、営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)は行わないこと。
- (2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。
 - ① 営業時間を午前 5 時から午後 9 時までの範囲内とし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)は午後 8 時までとする。
 - ② 営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供 (持ち込みを含む。)は行わない。
- (3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を 4 人以下とすること。
- (4) この営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、1 月 30 日までに開始すること。
- (5) この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

※ 原則、全ての期間 (1/27~2/20) において協力すること

ただし準備のために、協力開始が 1 月 27 日に間に合わない場合には、1 月 30 日までに協力を開始し、2 月 20 日までの全ての日において協力した場合には、要件を満たすこととし、この場合、支給額は協力した日数に応じた算定とする。

※ 「島根県新型コロナ対策認証店」は令和 4 年 1 月 26 日までに認証された店舗が対象

(3) 感染防止対策を実施

(4) 協力金の支給後に、店名、住所、要請に応じた期間、営業時間、酒類の提供の有無などの実績を公表することに、同意すること 等

4. 支給額

(1) 支給単価（1店舗あたり1日あたり）

① 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日の売上高の3割) 2.5万円～7.5万円
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円

② 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割) 上限20万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円以下の場合) 売上高減少額の4割 又は 1日あたりの売上高の3割の低い額 (前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円超の場合) 20万円 又は 1日あたりの売上高の3割の低い額
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの売上高減少額の4割) 上限20万円

※ 中小企業等においても、この方式を選択可

(2) 支給額：((1)の単価) × (要請に応じた期間の日数)

要請に応じた期間	算定日数
全期間（1/27～2/20）の場合	25日
準備期間を取り入れた場合	
① 1/28～2/20	24日
② 1/29～2/20	23日
③ 1/30～2/20	22日

5. 協力金の申請期間

要請期間終了後、概ね1ヶ月間を予定

6. その他

事業者への通知（郵送）、県ホームページ、新聞等による広報により周知